

第5章

災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と安心、被災者の保護を図るための災害応急対策等について定めることを目的とする。

第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要に応じて道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| (1) 道知事 | (基本法第70条) |
| (2) 警察官等 | (基本法第63条第2項) |
| (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 | (基本法第77条) |
| (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 | (基本法第80条) |
| (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | (基本法第62条) |
| (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長） | (水防法第17条及び第21条) |
| (7) 消防長又は消防署長等 | (消防法第29条) |
| (8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | (基本法第63条第3項) |

2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づく措置をとらなければならない。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2）

ア 工作物及び物件の占有に関する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所等を知ることができないときは、その通知事項を浜中町公告式条例（昭和25年浜中町条例第4号）を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等（基本法第68条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民に対する緊急指示等

ア 町長は、本町の地域において、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条）

イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（水防法第24条）

ウ 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、救急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の7第1項）

オ 町長は、前各号の応急措置との業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃失又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

(7) 災害時における車両の移動等（基本法第76条の6）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、管理する道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、その区間を指定して、当該車両その他物件を移動又はその他必要な措置をとることができる。

3 警察官及び海上保安官並びに自衛官の権限

警察官及び海上保安官は、町長若しくは町長の職権を行う町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、町長の職権を行うことができる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくは町長の職権を行う町職員等が現場にいない場合に限り応急措置を行うことができる。

（基本法第63条－65条、第82条及び第84条）

4 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職務の一部を町長に委任することができる。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び摘要基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、また、該当する見込みがある場合は、直ちに釧路総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

5 救助の期間、費用の限度及び帳簿

避難、救出、給水、食糧供給、衣料生活必需品物資供給、応急仮設住宅、住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、遺体の捜索、処理、埋葬及び文教対策計画、救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

救助法の適用基準

被害区分 市町村の 人口	町 単 独 の 場 合	被害が相当 広範囲な場合 (2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
浜中町 (5,000人以上) (15,000人未満)	40	20	市町村の被害状況が 特に救助を必要とす る状態にあると認め られたとき

摘 要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失・・・全壊、全焼、流失

損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

(2) 半壊、半焼・・・2世帯で1世帯に換算

住家の損壊部分とその住家の延べ床面積20%以上70%未満のもの又は住家の主要造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

(3) 床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算

床上まで浸水、土砂等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 旅館の住み込み等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

第2節 動員計画

この計画は、災害が発生し、又は災害の発生が予想され、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な町職員の動員方法等について定めることを目的とする。

1 動員の配備、伝達系統と方法

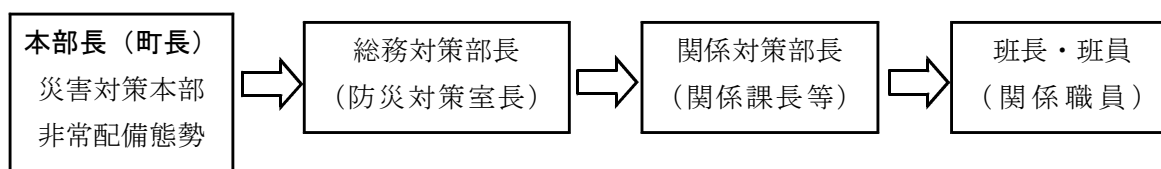
(1) 本部職員等に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

非常配備体制が指令された場合又は「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部 4 災害対策本部設置基準、廃止の時期及び公表」に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、総務対策部長（防災対策室長）は、各対策部長等関係職員に対し電話及び口頭、庁内放送等により、最も有効な手段により通知する。

関係対策部長等関係職員は、直ちに班長、班員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

平常執務時の非常配備態勢等伝達系統



イ 休日又は退庁後等勤務時間以外の場合の伝達方法

日直者、夜警員は、次の情報を察知したときは、「第3章 災害情報通信計画 第1節 気象情報等の伝達計画」に掲げる予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図に準じ、速やかに総務対策部長（防災対策室長）へ、総務対策部長と連絡がとれない場合は、以下、防災係長、防災係員の順の1名に連絡し、指示を仰ぎ、必要に応じて本部長（町長）関係職員に通知するものとする。

日直者、夜警等から連絡を受けた、総務対策部長（防災対策室長）等は、速やかに本部長（町長）、副本部長（副町長）へ連絡し、本部長（町長）等の指示により、関係対策部長（関係課長等）へ連絡するものとする。

なお、当該関係部長等と連絡がとれない場合は、必要に応じ当該関係班長、関係係員へ連絡、指示するものとする。

また、各関係対策部は、それぞれの対策班、関係職員との連絡態勢をあらかじめ整備確立しておくものとする。

- (ア) 気象情報の各種警報、津波注意報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報及び気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等に係る災害発生のおそれがあるもの
- (イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

2 職員の非常登庁及び自主参集

職員は、勤務時間外又は休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を察知したときは、所属の長及び職員相互に連絡を取り合い又は自己の判断により「非常登庁」をしなければならない。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、防災行政無線等最も有効な手段により周知するものとし、職員がそれを知った場合は、直ちに登庁するものとする。

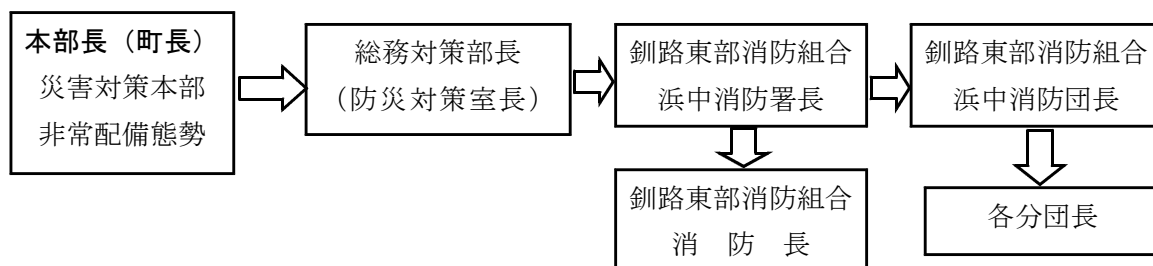
また、勤務時間外等で本町を含む地域で地震震度4以上の揺れを感じたり察知し、若しくは自分が判断したとき及び本町地域を含む太平洋沿岸に津波情報が発表されたときは、「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部 7 非常配備体制の活動要領」の別紙1、職員の自主参集基準によるものとし、最も有効な方法で自主的に所属する部署へ参集するものとする。

自分の所属する部署への参集が困難な場合は、最寄りの役場本庁、役場支所へ参集する。

3 消防機関に対する伝達系統

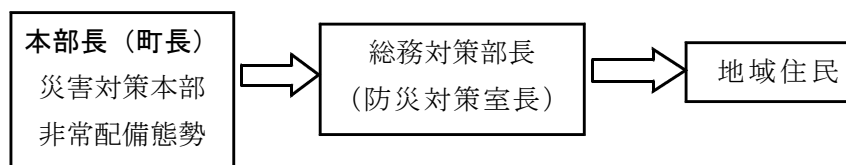
災害対策本部が設置された場合は、その配備体制について次により消防機関へ伝達するものとする。

- (1) 消防署に対する動員の伝達（要請）は、本部長の指示を受けた総務対策部長が行い、消防団に対する動員の伝達（要請）は総務対策部長の要請により、浜中消防署長が行うものとする。
- (2) 署員及び団員に対する伝達方法は、それぞれの組織を通じて、消防無線、口頭・電話又はサイレン、町防災行政無線等により行うものとする。



4 住民等の緊急従事に対する伝達系統

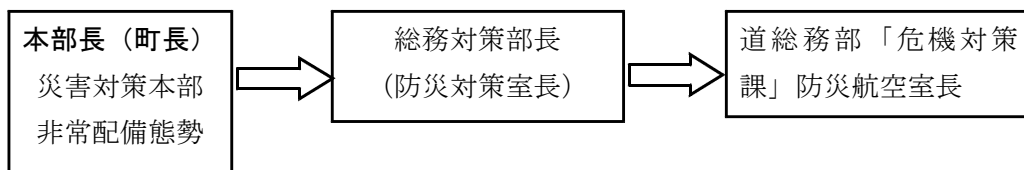
住民等の緊急従事要請に関する伝達は次により行うものとする。



5 知事（釧路総合振興局長）に対する応援要請伝達系統（道防災ヘリコプター要請も含む）

- (1) 本町を含む地域において、大規模災害が発生した場合において、本町及び消防機関等の防災関係機関だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を円滑に実施できない場合、北海道地域防災計画「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、道や他の市町村等の応援を要請する。

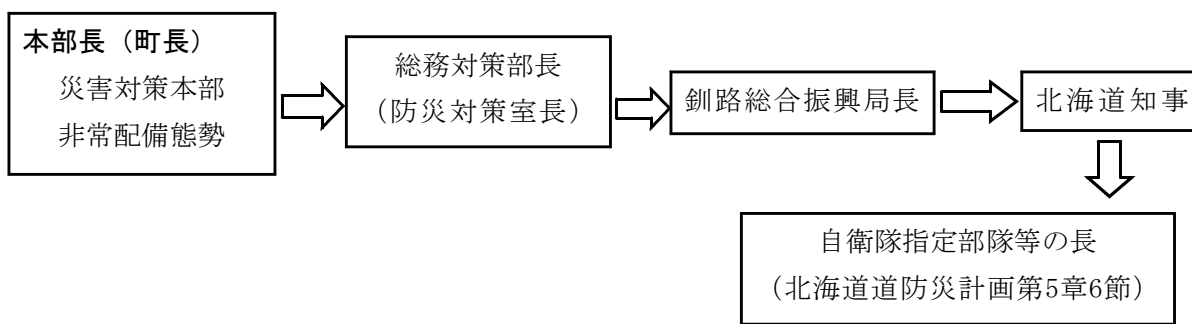
(2) 本町を含む地域内において、災害が発生し、迅速な救急・救助活動を実施するため北海道地域防災計画「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づきヘリコプター等の応援要請を行う。



6 自衛隊災害派遣要請の要求に関する伝達系統

災害激甚等のため自衛隊に対する災害派遣要請の要求は、北海道地域防災計画「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、文書をもって釧路総合振興局長を経由して要求する。

なお、緊急を要する場合は口頭、電話等で要求後、速やかに文書を提出する。



第3節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 広報資料の分析

総務対策部は、取材等により収集した写真、資料について、それぞれ分析を行い、災害規模、動向、今後の予定、応急対策等に必要な注意事項等を明確にまとめ、口頭、電話、防災行政無線、文書等最も有効な手段を利用して、特に住民等に不当な不安等を与えないよう正確、簡潔に周知、広報を行うものとする。

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、「第3章 災害情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」によるほか、次によるものとする。

- (1) 情報収集のため、総務対策部員派遣等による災害現場等の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関の取材による写真、資料等の収集
- (3) その他、各部、各班、各所管部署の被害状況調査活動による写真、資料等の収集

3 災害情報等の発表及び広報の方法

総務対策部長（防災対策室長）は、広報等の発表事項についてはあらかじめ、本部長（町長）の承認を得てこれを行うものとする。

(1) 住民等に対する広報の方法、内容

一般住民等及び被災者に対する広報活動は、災害の状況、推移をみながら、次の方法により行うものとする。

- ア 防災行政無線の利用
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- ウ 広報車及び放送設備を有する車輛の利用
- エ 広報誌、チラシ類の活用
- オ 一般加入電話の利用

広報する内容は次のとおりとする

- ア 災害に関する情報及び関係機関、住民等に対する注意事項
- イ 災害応急、恒久対策の状況
- ウ 被災地を中心とした交通に関する状況
- エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、避難場所・施設の情報
- オ その他必要な事項

(2) 報道機関に対する情報の発表、広報の依頼

報道機関に対し、次の事項に関する情報を、収集の都度、必要に応じて発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種報道機関に対して、避難の呼びかけ等の広報活動を依頼するとともに、各種報道機関が行う独自の取材に対して、情報、資料を提供し、協力するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所及び被害激甚地域
- ウ 被害調査及び発表の時限
- エ 被害状況
- オ 災害救助法適用の有無
- カ その他判明した被災地の情報
- キ 応急対策、恒久対策の状況
- ク 災害対策本部の設置又は廃止関係
- ケ 住民等に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の状況、避難場所等の情報
- コ 一般住民、被災者等に対する協力及び注意事項

(3) 北海道その他関係機関等に対する広報

北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して災害情報を提供し、災害実態等の状況の周知を行うものとする。

主な災害情報等提供先関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
【北海道】			
釧路総合振興局地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-41-1131(代) 43-9144(直)	42-2116
釧路総合振興局釧路建設管理部 厚岸出張所	〒088-1124 厚岸郡厚岸町宮園3丁目140	0153-52-3615	52-2009
釧路総合振興局保健環境部 保健行政室（釧路保健所）	〒085-0038 釧路市花園町8番6号	0154-22-1233	22-1273
釧路総合振興局森林室	〒088-1115 厚岸郡厚岸町梅香1丁目8	0153-52-2165	52-4481
釧路総合振興局産業振興部 釧路農業改良普及センター 釧路東部支所	〒088-1365 厚岸郡浜中町茶内橋北東31番地	0153-65-2021	65-2037
【指定地方行政機関】			
北海道開発局釧路開発建設部 防災対策官	〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地	0154-24-7364	25-9022
釧路開発建設部根室道路事務所	〒087-0026 根室市敷島町1丁目5番地	0153-24-4188	24-1479
釧路開発建設部根室港湾事務所	〒087-0055 根室市琴平町1丁目38番地	0153-24-4355	24-2586

第5章 災害応急対策計画 第3節 災害広報計画

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
釧路海上保安部	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	0154-23-3283	32-2580
釧路地方气象台	〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地	0154-31-5146	31-5147
北海道運輸局釧路運輸支局	〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522	51-0124
北海道財務局釧路財務事務所	〒085-8649 釧路市幸町10丁目3番地	0154-32-0701	25-1561
北海道農政事務所 釧路地域センター	〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地	0154-23-4401	23-4404
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	〒085-0825 釧路市千歳町6番11号	0154-41-7126	41-7127
【指定公共機関】			
北海道旅客鉄道株式会社 花咲線運輸営業所厚岸駅	〒088-1124 厚岸郡厚岸町宮園1丁目6番地	0153-52-2035	52-3668
東日本電信電話株式会社北海道 支店（委任機関：NTT東日本 -北海道 釧路支店）	〒060-001 札幌市中央区北1条西6丁目 （〒085-0018釧路市黒金町9-2 釧路支店統括担当）	011-212-4466 (0154-21-3203)	22-9254
北海道電力株式会社釧路支店 根室営業所	〒087-0028 根室市大正町1丁目7番地	0153-24-3181	24-0548
日本放送協会釧路放送局	〒085-0836 釧路市幣舞町3丁目8番地	0154-41-9191	42-3719
日本郵便株式会社霧多布郵便局	〒088-1552 浜中町霧多布西2条1丁目	0153-62-2160	62-2178
日本郵便株式会社茶内郵便局	〒088-1399 浜中町茶内本町41番地	0153-65-2050	65-2577
日本郵便株式会社浜中郵便局	〒088-1499 浜中町浜中桜西55番地	0153-64-2260	64-2559
日本郵便株式会社姉別郵便局	〒088-1699 浜中町姉別1丁目44番地	0153-68-6350	68-6322
日本郵便株式会社琵琶瀬郵便局	〒088-1533 浜中町琵琶瀬224番地	0153-62-3202	62-3094
日本赤十字社北海道支部 浜中町分区（役場：福祉係内）	〒088-1592 浜中町霧多布東3条1丁目12番地	0153-62-2305	62-3049

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
【指定地方公共機関】			
一般社団法人釧路市医師会	〒085-0831 釧路市住吉2丁目12番37号	0154-41-3626	41-1116
一般社団法人釧路歯科医師会	〒085-0826 釧路市城山2丁目2番15号	0154-42-8336	41-4624
一般社団法人釧路薬剤師会	〒085-0016 釧路市錦町4丁目7-1	0154-32-4343	32-4344
公益社団法人 北海道獣医師会釧路支部	〒085-0046 釧路市新橋大通1丁目2番20号	0154-32-7660	32-7663
【公共的団体】			
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	〒088-1513 浜中町霧多布東3条1丁目12番地	0153-62-5016	62-3049
浜中町赤十字奉仕団 (浜中町社会福祉協議会内)	〒088-1513 浜中町霧多布東3条1丁目12番地	0153-62-5016	62-3049
浜中漁業協同組合	〒088-1511 浜中町霧多布東1条1丁目21番地	0153-62-2121	62-2622
散布漁業協同組合	〒088-1536 浜中町火散布188番地	0153-67-2111	67-2116
浜中町農業協同組合	〒088-1363 浜中町茶内栄61番地	0153-65-2121	65-2128
浜中町商工会	〒088-1513 浜中町霧多布東3条1丁目13番地	0153-62-2144	62-2494
浜中酪農業協同組合	〒088-1363 浜中町茶内栄90番地	0153-65-2950	
釧路地区農業共済組合 東部事業センター			
浜中家畜診療所	〒088-1361 浜中町茶内緑85番地	0153-65-2331	65-2827
姉別家畜診療所	〒088-1641 浜中町姉別3丁目	0153-68-6344	68-6413
一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 厚岸地域浜中訪問看護 ステーション	〒088-1513 浜中町霧多布東3条1丁目13番地	0153-62-5362	62-5362

4 り災者相談所の開設

被災住民の便に供するため、災害の規模等に応じて、適宜関係機関と協議、連携して「り災者相談所」を開設し、り災者の各種相談に応じるものとする。

第4節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を保護するため必要と認める地域住民に対し、安全な地域への避難のため立ち退きを勧告又は指示し、あるいは危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し保護することに関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者

避難のための立ち退き勧告又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように定められている。

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の住民、居住者、滞在者、その他の者に対し避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに、立ち退き先を指示する。（町長が不在のときは副町長が職務の代理を行う。）

その際、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに道（釧路総合振興局長）に報告するものとする。（基本法第60条）

なお、避難解除の場合も同様とする。

また、立ち退き指示等ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。

(2) 警察官、海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 町長が立ち退きの指示をするいとまがないとき又は町長から要請があったとき、避難のための立ち退きを指示する。この場合、直ちに町長に通知する。

イ 天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとる。

(3) 知事又はその命を受けた道職員（基本法第72条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

ア 洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるとき、立ち退きを指示する。

イ 地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき、立ち退きを指示する。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法第94条）

上記（2）のイの場合であって、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させることができる。

(5) 消防職員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。

また、津波警報が発表されたときは、直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難勧告の発令を周知徹底するものとする。

2 避難の勧告、指示区分の基準

本町の地勢から、河川の氾濫、洪水、高潮、津波、がけ崩れ、地すべり等土砂災害による被害が予想される場合、地域住民等への避難の勧告、指示は地形、浸水等の状況の推移により、情勢を的確に判断し実施する。

避難準備、勧告及び指示区分の基準

	発令時の状況	判断基準	住民等に求める行動
避難準備 高年齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者、また、計画された避難場所までの距離が遠い者の避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれが高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、波浪、高潮、暴風雪、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報等の気象警報及び津波注意報等が発表され、避難の準備又は事前避難を要すると判断したとき。 ・避難勧告、避難指示（緊急）が発令されると予想される前の段階において、次の状況が確認されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 津波注意報が発表され、その後、津波警報に変わると予想されるとき。 (2) 地震等による火災が発生し、広範囲に延焼すると予想されるとき。 (3) 土砂災害の前兆現象が発見されたとき。 (4) 河川が一定時間後に警戒水位に達すると予測され、なお水位が上昇すると予想されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始対象地域の避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者、計画された避難場所間での距離の遠い者の避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・避難準備・高齢者等避難開始対象地域の上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき。 ・津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があるると判断される地震を覚知又は海面等の状況により、避難を要すると判断したとき。 ・地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告対象地域の住民等は、計画された避難場所、避難施設への避難行動を開始 ・避難支援が必要な要配慮者を再確認の上、必要があり次第速やかに避難行動を開始

	発令時の状況	判断基準	住民等に求める行動
避難勧告		<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり、がけ崩れ、土石流発生等土砂災害による人的被害、宅地崩壊等のおそれがあるとき。 ・河川等が警戒水位に達したとき又は警戒水位に達すると予想され、更に水位が上がると予想され人的被害等が予想される時。 ・波浪、高潮警報が発表され、人的被害等が予想される時。 	
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 ・堤防の隣接地、河川の流域等、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 ・人的被害が発生し、さらに人的被害の危険性がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波、火災、大雨、洪水、波浪、高潮、土砂災害等による被害の危険が切迫している時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令後で避難中、避難準備中の住民等は確実な避難行動を直ちに完了 ・まだ避難していない避難指示（緊急）対象地域の住民等は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、自分及び家族、そばにいる人たちとともに、人的被害及び生命を守るための最低限の行動

3 関係機関に対する連絡

町長が避難勧告、避難指示（緊急）を発令したとき又は警察官、海上保安官、知事又はその命を受けた職員、災害派遣を命じられた自衛官、消防職員・消防団員が避難の勧告、指示を発令したときは、町長は次の機関に連絡し協力を要請するものとする。

- (1) 北海道（釧路総合振興局）
- (2) 厚岸警察署
- (3) 釧路東部消防組合（浜中消防署、浜中消防団）
- (4) 釧路海上保安部
- (5) 避難施設として利用する施設の管理者
- (6) その他必要な機関、団体等

4 避難勧告、指示の伝達方法

(1) 勧告、指示事項

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の理由

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 注意事項

(ア) 自宅等を離れる際の戸締まり、火の始末、交通安全について

(イ) 携行品について

①携行品は避難に支障の無いように、必要最小限度にすること。

②携行する物として（2～3日分程度）

非常食糧等（無洗米、乾パン、缶詰、飲料水、ミルク等）

貴重品（現金、預貯金通帳、権利証書、免許証、健康保険証等）

医薬品等（常備薬、傷薬、胃腸薬、バンドエイド、包帯、目薬、生理用品等）

衣類等（下着、上着、タオル、防寒着、カイロ、紙おむつ等）

その他（懐中電灯、携帯ラジオ、水筒、防災行政無線戸別受信機、電池、ティッシュ、トイレットペーパー、交換用電池、携帯電話、軍手等）

(ウ) 服装は軽装とする（上着、帽子、雨合羽、防寒用具等を季節により準備）

(2) 伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、指示は、「第3章 災害情報通信計画」の定めに基づいて、防災行政無線、サイレンにより町内住民等に伝達するほか、電話、警鐘、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール（エリアメール）等を利用し、速やかに伝達の徹底を図るものとする。

また、夜間、気象障害、停電等で避難対象地域の全家庭に伝達が困難な場合、必要に応じて、特に避難行動要支援者等の確認、避難支援等のため、災害対策本部員（町職員）、消防署員、消防団員、関係機関及び地域住民等の協力のもと、随時班編成等これら伝達員の安全を確認の上、戸別訪問等、完全に指示事項の伝達を図る。

5 避難所等の設置

避難所等は、災害の種別、規模、避難人口、その他の情報を判断し、下記のとおり区分した中から本部長（町長）が指定する。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用できないときは、最寄りの民間施設、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとする。

(1) 広域避難場所

広域避難場所は、火災の発生、延焼拡大という状態から、住民等が迅速、安全、容易に避難できる場所として、公園、グラウンド等の空をを広域避難場所として別表9に定めるところにより指定する。

(2) 指定緊急避難場所

基本法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所は、別表10に定めるところにより指定する。

なお、津波災害によるものについては、平成24年6月28日に北海道が公表した「新たな津波浸水予測」で示された浸水予測区域外の場所とする。

(3) 指定避難所

基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所は、別表11に定めるところにより指定する。

(4) 避難所の開設及び管理

災害発生時及び災害の発生するおそれがある場合、本部長（町長）は、直ちに避難所を開設し、各避難所ごとに避難所対策班を派遣する。

派遣された職員は、避難住民の実態把握及び保護にあたり、災害対策本部（総務対策部）と情報連絡を行うとともに、避難所開設日時、収容人数などの収容状況の記録を行う。

ア 避難所等の収容基準

避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。

収容基準：2.0㎡あたり1人

イ 本町の指定避難所及び収容人員等は別表11のとおりとする。

ウ 避難所の開設報告

避難所を開設したときは、総務対策部長は、直ちに次の事項を道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

①避難所開設の場所、施設名及び開設日時

②収容状況及び収容人員

③避難所開設期間の見込み

④食糧炊き出し等の状況

(5) 仮設避難所及び代替施設の指定

指定避難所が災害により使用不能となったり、避難住民等を収容しきれなくなった場合、テントの設営、代替施設の指定、避難住民の移動など、避難住民の安全確保のため適切な措置を講ずるものとする。

6 避難誘導及び経路

(1) 避難の誘導は、災害対策本部の避難路誘導班、警察官、消防団員が行うものとするが、大規模災害時には、時間的余裕が無く、また、人員が限られることから各自治会・町内会との連携、協力を得て行う。

(2) 避難場所及びその位置を避難住民に周知徹底するため、広報伝達をはじめ要所ごとに経路を示す標識及び避難所を明示した案内看板を設置するものとする。

(3) 避難の順位

避難及び避難所への収容は、高齢者、障がい者、乳幼児（乳幼児の保護者含む）、傷病者、児童、生徒、女性を優先的に避難、収容させる。

(4) 車輛による集団避難、輸送の必要が認められる場合、町有車両だけで対応できない時は、総務対策部が北海道ほか関係機関、運送業者との連絡調整を行う。

- (5) 高台まで徒歩により避難することが困難な地域（暮帰別・新川・仲の浜・琵琶瀬）の方が、円滑に車での避難を可能とするため、道道の複車線化に向けた協議を進める。
- (6) 榊町地区に徒歩での避難が可能となる新たな避難路の整備を進める。
- (7) 火散布、丸山散布地区に車両での避難が可能となる避難路の整備を進める。

7 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む）は、警察官、海上保安官、消防機関の協力を得て、被災者の救出を行うが、災害が甚大であり、町災害対策本部のみで救出が困難な場合は、近隣市町村、道の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、近隣市町村等の応援でも救出実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、知事（釧路総合振興局長）に自衛隊の派遣要請の要求を行うものとする。

また、知事（釧路総合振興局長）に要請の要求ができない場合は、その災害の状況を防衛大臣に通知するものとする。

(2) 救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ、雪崩、地すべり、大雪、土石流等により生き埋めとなった場合及び自動車、自動車、船舶、飛行機等の大事故が発生した場合

オ その他本部長（町長）が必要と認めた場合

(3) 救出に必要な機械・器具

救出に必要な機械・器具については、災害の種類、状況に応じて、町、消防署の機械・器具、車両、救急自動車及び民間の機械・器具、重機等を借り上げ利用するものとする。

また、町内で用意できない場合、不足する場合は、近隣市町村、道、自衛隊等に要請するものとする。

8 関係諸帳簿の整備

避難所等の管理運営者は、避難所等における避難者等の収容状況及び物品の受け払いを明確にするため、次のように必要と思われる諸帳簿を備え記録、整理するものとする。

(1) 避難所等収容者名簿

避難所等収容者名簿

(○ ○ ○ 避難所・避難施設)

月 日	住 所	氏 名	性別	年齢	入退時期	備 考

(2) 避難所収容台帳

避難所収容台帳

(○ ○ ○ 避難所・避難施設)

管理者 印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 目	数 量		

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入する。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

(3) 避難所等用物品受け払い簿

避難所等用物品受け払簿

(○ ○ ○ 避難所・避難施設)

品名				単位		

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払い出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 「計」欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

(4) 避難所等設置及び収容状況

避難所等設置及び収容状況

(年 月 日 ○ ○ ○ 災害)

避難所等の 名称	所在	種別	開設期間	実 人員	開設 日数	延べ 人員	備考
			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				
		既存建物	月 日から 月 日まで				
		野外仮設	月 日から 月 日まで				

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用と野外仮設の場合に区分すること。
 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

別表9

広域避難場所

地域	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	避難対象区 (通称名)
霧多布地域	1	霧多布小学校 グラウンド	霧多布	7,600	一新会・樹徳会 湯沸自治会
	2	浜中町総合文化センター 駐車場		3,000	共和会 中央会
	3	霧多布スポーツ広場 霧多布港湾用地		15,000	水取場自治会
暮帰別 新川 仲の浜 地域	4	浜中町総合グラウンド	暮帰別	14,500	暮帰別 新川 仲の浜
	5	霧多布中学校 グラウンド	新川	14,000	
	6	霧多布高等学校 グラウンド	新川	13,000	
琵琶瀬 地域	7	旧琵琶瀬小学校 グラウンド	琵琶瀬	9,000	琵琶瀬
散布 地域	8	散布小・中学校 グラウンド	火散布	7,700	渡散布・火散布 丸山散布・藻散布
榊町 地域	9	旧榊町小学校 グラウンド	榊町	5,100	榊町
奔幌戸 地域	10	旧奔幌戸小学校 グラウンド	奔幌戸	4,150	アザラップ・幌戸 奔幌戸・羨古丹
貫人 地域	11	旧貫人小学校 グラウンド	貫人	2,500	仙鳳趾・貫人 恵茶人
茶内 地域	12	茶内小学校 グラウンド	茶内橋北	11,200	茶内市街外
	13	茶内中学校 グラウンド		11,800	
	14	茶内農業者トレーニング センター前		3,000	
	15	茶内コミュニティ センター駐車場	茶内若葉	25,950	
浜中 地域	16	浜中小・中学校 グラウンド	浜中市街	12,380	浜中市街外
姉別 地域	17	旧姉別南小・中学校 グラウンド	姉別市街	7,290	姉別市街外
	18	旧姉別小学校 グラウンド	姉別南1線	5,180	姉別原野
茶内第一 地域	19	茶内第一小学校 グラウンド	茶内西7線	1,980	茶内第一区域
茶内第三 地域	20	旧茶内第三小学校 グラウンド	茶内西13線	6,000	茶内第三区域
西円朱別 地域	21	旧西円朱別小学校 グラウンド	西円朱別 西18線	11,700	西円朱別区域
円朱別 地域	22	旧円朱別小学校 グラウンド	円朱別 西7線	3,700	円朱別区域
厚陽 地域	23	厚陽地区 会館前	厚陽 92番地	1,500	厚陽

別表10 指定緊急避難場所

番号	避難場所・施設名	所 在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類							
						洪水・内水氾濫	崖崩れ土石流地滑り	津波高潮	地震	大規模な火災	内水氾濫	火山現象	
1	ふれあい交流・保養センター(ゆうゆ)	浜中町湯沸432	62-3726	500	1,530	●	●	●	●	●	●	●	●
2	アゼチの岬	浜中町湯沸				●		●		●			
3	湯沸下海岸高台	浜中町湯沸				●		●		●			
4	霧多布岬	浜中町湯沸				●		●		●			
5	琵琶瀬展望台(琵琶瀬コンテナ)	浜中町琵琶瀬				●		●		●			
6	渡散布前田宅側坂上	浜中町渡散布				●		●		●			
7	渡散布戸井宅側坂上(渡散布コンテナ)	浜中町渡散布				●		●		●			
8	養老散布坂上	浜中町養老散布(道有林内)				●		●		●			
9	火散布琵琶瀬方面高台(火散布コンテナ)	浜中町火散布(道有林内)				●		●		●			
10	散布トンネル頂上(藻散布コンテナ)	浜中町藻散布				●		●		●			
11	散布トンネル頂上(丸山散布コンテナ)	浜中町藻散布(道有林内)				●		●		●			
12	藻散布厚岸方面高台	浜中町藻散布(道有林内)				●		●		●			
13	神町憩いの広場	浜中町神町				●		●		●			
14	神町神社裏高台(旧森林公園)	浜中町神町				●		●		●			
15	茶内コミュニティセンター	浜中町茶内若葉1-10	65-2079	460	924	●	●	●	●	●	●	●	●

番号	避難場所・施設名	所 在	電 話	収容 能力 (人)	延面積 (㎡)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水 ・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
16	農業者トレーニングセンター	浜中町茶内橋北東33	65-2266	880	1,768	●	●	●	●	●	●	●
17	中山間活性化施設 MO-TTOかせて	浜中町浜中東6-60	64-3000	270	541	●	●	●	●	●	●	●
18	浜中農村環境改善センター	浜中町浜中桜東36	64-2111	490	999	●	●	●	●	●	●	●
19	浜中小学校	浜中町浜中桜西76	64-2023	590	1,186	●	●	●	●	●	●	●
20	浜中中学校	浜中町浜中桜西50	64-2120	660	1,327	●	●	●	●	●	●	●
21	姉別農村環境改善センター	浜中町姉別3-41	68-6050	410	830	●	●	●	●	●	●	●

別表1-1

指定避難所

番号	避難施設	住所	電話	収容能力(人)	構造	給食施設	給水施設	延面積(m ²)	管理者	夜間等の緊急連絡先
1	ふれあい交流保養センター(ゆうゆ)	浜中町湯沸432番地	62-3726	500	鉄筋	有	有	1,530	商工観光課 長	課長宅
2	農業者トレーニングセンター	浜中町茶内橋北東33番地	65-2266	880	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習課 長	課長宅
3	茶内コミュニティセンター	浜中町茶内若葉1丁目10番地	65-2079	460	鉄筋	有	有	924	総務課長	課長宅
4	中山間活性化施設 MO-TTOかせて	浜中町浜中東6線60番地	64-3000	270	鉄筋	有	有	541	商工観光課 長	課長宅
5	浜中農村環境改善センター	浜中町浜中桜東36番地	64-2111	490	鉄筋	有	有	999	総務課長	課長宅
6	姉別農村環境改善センター	浜中町姉別3丁目41番地	68-6050	410	鉄筋	有	有	830	総務課長	課長宅

第5節 食糧供給計画

災害時における被災者並びに避難者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧、副食、飲料水（以下「食糧等」という。）の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

食糧等供給の実施責任者は、本部長（町長）（担当：総務対策部総務班）であるが、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

また、供給の際は、要配慮者に対し配慮するものとする。

なお、確保については、総務対策部総務班があたる。

その他、大規模災害時に主要食糧等の円滑な供給を確保するため、浜中町商工会、町内業者、コンビニエンスストアチェーン店等との主要食糧供給に係る支援協定を締結する。

(2) 供給対象者

本部長（町長）は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき、被災者、避難者及び災害応急対策に従事している者に対して、給食を必要とする場合に給食を行う。

ア 被災者並びに被災のおそれがあるため避難している者に対し給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続等

ア 知事への要請

町長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について釧路総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

イ 食糧の受領

町長は、知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合を除く）に基づいて北海道農政事務所から食糧を受領し、被災者等に配給するものとする。

ウ 主要食糧等取扱者

主 要 食 糧 取 扱 者

番号	店 舗 名	所 在 地	電 話	備 考
1	丸吉 大野商店	霧多布東1-1-51	6 2 - 2 5 1 7	
2	丸ヨ 松村商店	霧多布東1-2-44	6 2 - 2 4 4 0	
3	セイコーマート霧多布店	霧多布東1-1-51	6 2 - 2 6 9 8	
4	山根商店	霧多布東3-1-9	6 2 - 2 5 1 4	
5	セイコーマートいしばし店	新川西1-1-44	6 2 - 4 5 5 5	
6	スーパーヤマボシ	新川東2-3-3	6 2 - 3 5 7 8	
7	鈴木商店	火散布1-2-6	6 7 - 2 5 3 8	
8	倉田商店	藻散布6-2	6 7 - 2 1 6 8	
9	佐々木商店	浜中桜北7-2	6 4 - 2 0 1 0	
10	小西商店	姉別1-3-2	6 8 - 6 3 6 5	
11	丸ワ 綿貫商店	茶内緑5-4	6 5 - 2 3 3 9	
12	浜中町農業協同組合	茶内栄6-1	6 5 - 2 1 2 1	
	コープはまなか店	茶内栄6-5	6 5 - 4 7 0 0	
	西円業務取次所	西円朱別西17線186	6 5 - 2 8 0 1	
	姉別事業所	姉別	6 8 - 6 1 6 3	
	コープはまなか桜店	浜中桜北1-2-5		
	セイコーマート浜中店	茶内橋北西8	6 5 - 3 0 1 1	

2 副食、調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等は、本部長（町長）（担当：避難対策部給食班）が実施する。

なお、確保については、総務対策部総務班があたる。

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者等から購入して行うものとする。

なお、町内における調達が不可能であり又は必要数量を満たさない場合は、釧路総合振興局を経由して知事に対しその斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

炊き出しの給与は、本部長（町長）（担当：避難対策部給食班）が行うが、炊き出しは必要に応じて各団体等の協力を得て行うものとする。

(2) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事等ができない者

ウ 災害応急対策に従事している者

エ 被災して縁故先等に避難した者の内、食料等の確保が困難な者

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、各団体女性部、町内会・自治会女性部、青年団体等の協力を得て、学校給食センター（学校給食センターのみで対応できない場合は、霧多布保育所、総合文化センター、ふれあい交流・保養センター「ゆうゆ」、中山間活性化施設「MO-TTOかぜて」、浜中診療所、各地域の集会所等の公共施設及び民間の社会福祉施設、寺社他の協力を得て、炊事可能な施設を利用する。）を利用して実施する。

なお、これらの施設が被災等で使用不能の場合は、町内外の仕出し業者、飲食店又は旅館等の協力を得るものとする。

また、炊き出しにあたっては、衛生保持、残廃物の衛生的処理等について指導徹底を図るものとする。

さらに、乳幼児を対象に、粉ミルク、牛乳等の確保、高齢者、身障者で普通食がとりがたい者を対象としたおかゆ食等の確保にも配慮し供与するものとする。

(4) 食料の配布

ア 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

イ 給食を必要とする自宅残留者等については、原則最寄りの避難場所において配布するが、高齢、身体の障害等で、明らかに避難所等へ食料等を受け取りに出向くことができないと認められる者については、災害対策本部が配布することとする。

ウ 食料等の配布については、町内会長・自治会長等の協力を得て、公平かつ円滑に実施するものとする。

(5) 炊き出し等の期間

炊き出し等の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

(6) 炊き出しの費用

炊き出しのための費用は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4 食料等備蓄計画

災害発生直後、炊き出し等の食料等供給体制が整うまでの応急的な対応策として、非常用食料、非常用飲料水等の備蓄を行うものとする。

ただし、町の食料等の備蓄は、被災者等及び災害応急対策に従事する者に対し、必要最小限度、あるいは災害の状況により食糧供給が充分でないことも考えられることから、万が一に備え、各家庭、民間各事業所等でも最低3日分、可能であれば1週間分の非常食や飲料水の備蓄を奨励するものとする。

(1) 町の主な食料等の備蓄目標数は、次のとおりとする。

備蓄の目安	食料（アルファ米）	沿岸地区人口の80%、3食、3日分
	〃（パン類）	〃 30%、3食、3日分
	〃（菓子類）	〃 50%、3食、3日分
	〃（スープ類）	〃 100%、3食、3日分
	飲料水	〃 100%、1人3日分、3日分

(2) 保管場所及び備蓄目標数 (平成27年12月末の沿岸地区人口：3,524人)

保管場所	対象人口 (人)	アルファ米 (食)	パン類 (食)	菓子類 (食)	スープ類 (食)	飲料水 (ℓ)
ふれあい交流・保養 センター「ゆうゆう」	1,160	8,352	3,132	5,220	10,440	10,440
茶内コミュニティ センター	405	2,916	1,093	1,822	3,645	3,645
農業者トレーニング センター	※(312)	2,246	842	1,404	2,808	2,808
中山間活性化施設 「MO-TTOかぜて」	450	3,240	1,215	2,025	4,050	4,050
浜中農村環境改善 センター	459	3,304	1,239	2,065	4,131	4,131
姉別農村環境改善 センター	216	1,555	583	972	1,944	1,944
散布トンネル頂上 (藻散布コンテナ)	125	900	337	562	1,125	1,125
散布トンネル頂上 (丸山散布コンテナ)	209	1,504	564	940	1,881	1,881
火散布琵琶瀬方面高 台 (火散布コンテナ)	195	1,404	526	877	1,755	1,755
渡散布高台 (渡散布コンテナ)	117	842	315	526	1,053	1,053
琵琶瀬展望台 (琵琶瀬コンテナ)	188	1,353	507	846	1,692	1,692
合 計	3,524	27,616	10,353	17,259	34,524	34,524

※農業者トレーニングセンターの対象人口は、長期化が予想される場合等に避難を想定している地域（渡散布、火散布）の人口とする。

第6節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の確保、供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び実施の基準

被災者等に対する給（貸）与物資の調達、配分は、本部長（町長）（担当：総務対策部総務班）が行うが、救助法が適用された場合は、給（貸）与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全（半）焼、全（半）壊、流出、埋没、床上浸水の被害を受けた者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(2) 物資購入・調達及び配分計画

ア 総務対策部総務班は世帯構成員別被害状況を基に救援物資を調達する。

町内で購入・調達困難な場合は、近隣市町村又は知事（釧路総合振興局長）に要請する。

また、大規模災害時に衣料生活必需品の円滑な供給を確保するため、浜中町商工会、町内業者、コンビニエンスストアチェーン店等との衣料生活必需品の供給に係る支援協定を締結する。

なお、これらの物資について配分計画を立て、給与又は貸与にあたる。

その際、各地域の自治会・町内会等の協力を得て、公平、迅速、的確に給与又は貸与するものとする。

イ 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ウ 生活物資は、必需品を中心に品目を選定することとし、おおむね次のとおりとする。

①寝具類（毛布、布団等）

②肌着・下着類（シャツ、ズボン下等、紙おむつ等）

③上着類（作業服、子供服、防寒着等）

④身の回り品類（タオル、手ぬぐい、歯ブラシ、歯磨き粉、靴等）

⑤炊事用具類（鍋、釜、包丁、バケツ等）

⑥食器類（茶碗、お椀、さら、はし等）

⑦日用品類（石鹸、洗剤、トレットペーパー、ティッシュ、ゴミ袋、生理用品等）

⑧光熱材料類（マッチ、ろうそく、電池、懐中電灯、薪、木炭、石油等）

エ 生活物資は、社会福祉施設、避難行動要支援者への、支援活動を考慮して確保する。

(3) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資等の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

ア 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	小学校	中学校	高等学校
	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯	人 世帯				
全壊（全焼）														
流失														
半壊（半焼）														
床上(下)浸水														
計														

イ 物資受け払い簿

物資受け払い簿

品名						救助法物資 有・無			
月・日	受け入れ先	数量	担当者	月・日	払い出し先	給・貸別	数量	残	担当者
・				・					
・				・					
・				・					
計				計					

ウ 物資給与及び受領書

物 資 給 与 及 び 受 領 書

住宅被害 程度区分	1. 全壊（全焼） 2. 流失 3. 半壊（半焼） 4. 床上（下）浸水	世 帯 構成員数等	
--------------	---	--------------	--

○ ○ ○ 災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

印

（※ご本人が署名した場合は印鑑を省略できます。）

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

4 物資給与及び貸与に係る費用及び期間

物資給与及び貸与に係る費用及び期間は救助法の定めに準じて行うものとする。

第7節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民等に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るための応急の給水は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の飲料水応急給水は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室他関係機関、地域住民等の協力を得て、また、相互の連絡を密にして、本部長（町長）（担当：災害応急対策部災害応急対策班）が行い、飲料水の確保と給水に万全を期するものとする。

なお、救助法が適用された場合は知事がこれを行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給水の方法

災害応急対策部災害応急対策班は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室の指示に基づき、消防機関はじめ関係機関、地域住民の協力を得て被災地域への給水を行うものとする。

(1) 水道施設（浄水場・給配水本管）に被害のない場合

被災断水地域への搬送給水は、町上水道の水を、消防タンク車、給水車、ポリ容器等運搬用の車輛によるほか、必要に応じて、道（釧路総合振興局長）に対し、自衛隊の出動の要求を行うものとする。

なお、給水にあたっては防災行政無線、広報車等有効な手段を用いて、給水を行う場所、時間等を周知するものとする。

(2) 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係住民等に防災行政無線、広報車等を利用し、周知徹底する。断水している地域への搬送給水は、町上水道の水を、消防タンク車、給水車、ポリ容器等運搬用の車輛によるほか、必要に応じて、道（釧路総合振興局長）に対し、自衛隊の出動の要求を行うものとする。

なお、給水にあたっては防災行政無線、広報車等有効な手段を用いて、給水を行う場所、時間等を周知するものとする。

(3) 水源を含む水道施設全部が被災、汚染、枯渇等した場合

被災地において水源を確保することが困難なときは、備蓄飲料水を確保するほか、井戸水、湧水、表流水をろ過、消毒薬で滅菌処理して衛生管理を十分とり安全を確保した上で、給水する。

また、市販の飲料水（ペットボトル入り等）を確保、配布するほか、近隣市町村及び道（釧路総合振興局）に要請して飲料水の提供を受ける。

搬送給水は、消防タンク車、給水車、ポリ容器等運搬用の車輛によるほか、必要に応じて、道（釧路総合振興局）に対して、自衛隊の出動の要求を行うものとする。

なお、給水にあたっては防災行政無線、広報車等有効な手段を用いて、給水を行う場所、時間等を周知するものとする。

3 給水施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、消火栓、医療施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

また、在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、必要によっては共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓等を適当な間隔で設置し、応急的な飲料水確保に努めるものとする。

4 給水応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は近隣の市町村へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材提供の応援を要請するものとする。

また、必要に応じて、飲料水等販売事業者、飲料水等製造事業者等への提供要請を行うものとする。

5 住民等への周知

災害時等における給水及び断水、に関して、事前に給水、断水時間、給水場所等を防災行政無線、広報車等を利用し住民等に周知するものとする。

6 非常用給水袋備蓄計画

品名	数量	規格等	保管場所
非常用給水袋	1,100枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・ふれあい交流・保養センター「ゆうゆ」
	400枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・茶内コミュニティセンター
	400枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・農業者トレーニングセンター
	400枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・中山間活性化施設「MO-TTOかぜて」
	400枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・浜中農村環境改善センター
	200枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・姉別農村環境改善センター
	200枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・琵琶瀬コンテナ
	100枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・渡散布コンテナ
	200枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・火散布コンテナ
	200枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・丸山散布備蓄コンテナ
	100枚	1袋10 $\frac{1}{2}$ ℓ	・藻散布備蓄コンテナ

第8節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

1 上水道関係

大規模災害等により長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業管理者（町長）（担当：災害応急対策部災害応急対策班）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて、速やかに応急復旧し、住民等に対する水道水の供給に努める。

- （1）施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- （2）災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧態勢を確立する。
- （3）被害状況により必要に応じて、道、自衛隊、他市町村等へ支援を要請する。
- （4）被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

2 下水道関係

下水道の排水機能の支障や、溢水等の二次災害の発生を考慮し、下水道管理者（町長）（担当：災害応急対策部災害応急対策班）は、被災した施設等の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- （1）施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- （2）災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧態勢を確立する。
- （3）被害状況により必要に応じて、道、自衛隊、他市町村等へ支援を要請する。
- （4）幹線管渠の流下状況、軟弱地盤帯の管渠の調査及びマンホール等の工作物の調査を速やかに行い、必要に応じて、マンホール内部の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- （5）下水処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡、周知する。
- （6）被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

第9節 医療及び助産計画

災害のため、地域の医療機関の機能が停止し、又は著しく不足しあるいは混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療又は助産の救護を実施することを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急的医療、助産は、町長（担当：医療対策部）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (2) 災害時における応急的医療、助産については、道及び一般社団法人釧路市医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）へ通知するものとする。

対象者の通知を受けた本部長（町長）（担当：医療対策部医療対策班及び避難対策部避難支援班）は、直ちに救護に関し医師、看護師、保健師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるものとする。

3 医療及び助産の実施

(1) 医療班の編成

本部長（町長）は、医療班の派遣を必要とする場合は、災害の規模、傷病者等の概要を伝えるとともに、釧路市医師会長に医療班の派遣要請を行うものとする。

釧路市医師会長は、本部長（町長）の要請に基づき、医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。

医療班の構成基準等は、釧路市医師会長の定めるところによる。

(2) 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、医療対策部において町内の医療品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内で調達が困難な場合又は不足する場合は、本部長（町長）は知事（釧路総合振興局長）に対し調達確保を要請するものとする。

(3) 関係機関の応援

本部長（町長）は、災害の状況、傷病者等の状況により、必要に応じ知事（釧路総合振興局長）に対し、次の機関の応援要請を行う。

ア 医療対策班の支援（災害派遣医療チーム（DMAT）・赤十字病院・道立病院）

イ 患者の移送（自衛隊）

(4) 患者等の移送

傷病者等は、現地での応急処置の後、状況により最寄りの病院に移送するものとする。

4 応急救護所の設置

応急救護所は、被災状況、被災場所等に応じて、次に掲げる施設の中から、必要に応じて使用するものとし、全町的な大災害の場合は、他の公共施設、応急簡易的に設置した建物（テント、プレハブ建物等）を使用するものとする。

応急救護所として指定する施設一覧

地域	番号	避難施設	電話	収容能力(人)	構造	給食施設	給水施設	延面積(m ²)	管理者	夜間等の緊急連絡先
霧多布	1	ふれあい交流保養センター(ゆうゆう)	62-3726	500	鉄筋	有	有	1,530	商工観光課長	課長宅
	2	総合文化センター	62-3131	1,870	鉄筋	有	有	3,757	生涯学習課長	課長宅
	3	老人福祉・母子健康センター	62-3331	410	鉄骨	有	有	829	福祉保健課長	課長宅
	4	勤労青少年ホーム	62-2483	300	鉄骨	有	有	608	商工観光課長	課長宅
新川 仲の浜 暮掃別	5	霧多布中学校	62-3241	1,400	鉄筋	有	有	2,819	学校長	学校長宅
	6	浜中町総合体育館	62-3144	1,630	鉄骨	有	有	3,267	生涯学習課長	課長宅
琵琶瀬	7	旧琵琶瀬小学校		430	鉄筋	有	有	873	管理課長	管理課長宅
散布	8	渡散布住民センター	67-2207	100	木造	有	有	210	総務課長	管理人宅
	9	漁村センター	67-2208	340	鉄筋	有	有	698	総務課長	管理人宅
	10	散布小・中学校	67-2324	1350	鉄筋	有	有	2,700	学校長	学校長宅
	11	散布保育所	67-2307	210	木造	有	有	425	保育所長	所長宅
榑町	12	榑町会館	64-2073	120	木造	有	有	249	総務課長	管理人宅
	13	旧榑町小学校		470	鉄筋	有	有	947	管理課長	管理課長宅
奔幌戸	14	奔幌戸ふれあい館	64-2051	160	木造	有	有	332	総務課長	管理人宅
貫人	16	貫人会館	68-6424	160	木造	有	有	331	総務課長	管理人宅
	17	旧貫人小学校		370	鉄筋	有	有	741	管理課長	管理課長宅
茶内	18	農業者トレーニングセンター	65-2266	880	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習課長	管理人宅
	19	茶内中学校	65-2251	810	鉄筋	有	有	1,637	学校長	学校長宅
	20	茶内コミュニティセンター	65-2079	460	鉄筋	有	有	924	総務課長	管理人宅
浜中 熊牛	21	浜中小学校	64-2023	590	鉄筋	有	有	1,186	学校長	学校長宅
	22	浜中農村環境改善センター	64-2111	490	鉄筋	有	有	999	総務課長	管理人宅
	23	熊牛地区コミュニティセンター	64-2320	80	木造	有	有	175	総務課長	管理人宅
姉別	24	姉別農村環境改善センター	68-6050	410	鉄筋	有	有	833	総務課長	管理人宅
	25	旧姉別小学校		360	鉄筋	有	有	736	管理課長	管理課長宅
茶内第一	26	茶内第一小学校	65-2233	360	鉄筋	有	有	736	学校長	学校長宅
茶内第三	27	旧茶内第三小学校		360	鉄筋	有	有	739	管理課長	管理課長宅
西円朱別	28	西円農民研修センター	65-2758	160	木造	有	有	320	総務課長	管理人宅
	29	旧西円朱別小学校	65-2240	610	鉄筋	有	有	1,234	管理課長	管理課長宅
円朱別	30	円朱別会館	65-2311	350	鉄筋	有	有	719	総務課長	管理人宅
厚陽	31	厚陽地区会館	68-6075	80	木造	有	有	178	総務課長	管理人宅

5 医療施設及び社会福祉施設等の状況

(1) 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科目	ベッド数
町立浜中診療所	霧多布東3条1丁目40	62-2233	内科	17
町立茶内診療所	茶内緑98番地	65-2003	内科	—
町立浜中歯科診療所	霧多布東2条1丁目101	62-2854	歯科	—
町立茶内歯科診療所	茶内緑100番地	65-2166	歯科	—

(2) 社会福祉施設

施設名	所在地	電話番号	ベッド数等
社会福祉法人浜中福祉会 特別養護老人ホーム ハイツ・野いちご	茶内緑91番地	65-3100	特養部門 50床 短期入所部門 10床
グループホームなごみ浜中	浜中桜北95	64-2121	グループホーム (9人)

(3) 薬品及び衛生機材販売業者

名称	所在地	電話番号	備考
鎌沢薬局	霧多布東1条1丁目55	62-2011	

第10節 防疫計画

災害発生地域において予想される各種感染症に対する予防対策を講じ、それらの発生、拡大を防止することを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、本部長（町長）（担当：避難対策部避難支援班及び医療対策部医療対策班）が知事（釧路総合振興局長）の指導、指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能、は困難なときは、知事（釧路総合振興局長）に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

本部長（町長）は、災害防疫実施のための各種作業実施組織として、次の防疫班等を編成するものとする。

(1) 伝染病予防委員の選任

本部長（町長）は、知事（釧路総合振興局長）の指示に従って、伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

(2) 防疫班の編成

本部長（町長）は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり、防疫班を編成するものとする。

班 名	班 長	班 員
防 疫 班	町民課長	災害対策本部 避難対策部及び医療対策部の班員をあてるものとするが、要員に不足が生じた場合は、他の部門の班員を動員することとする。

3 感染症の予防

本部長（町長）は、次の事項について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事（釧路総合振興局長）の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 感染症の病原体等に汚染された物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔にする方法等に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条）

4 防疫の種別と方法

(1) 消毒方法

知事（釧路総合振興局長）の指示があったときは、薬剤の必要量を確保し、速やかに実施するものとする。

なお、知事（釧路総合振興局長）の指示が無い場合でも本部長（町長）が必要と認めた場合は、上記に準じて実施するものとする。

ア 浸水家屋、側溝、その他不潔な場所の消毒は、クレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所、その他の不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤などを用いて実施する。

ウ 被災世帯における家屋等の消毒は、汚染された台所、炊事場などを中心にクレゾール水で洗浄し、食器棚は逆性石鹼（塩化ベンザルコニウム等）を用いて拭浄する。

また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

便所は、クレゾール水をもって拭浄するか散布し、便池は仮性石灰末、石灰乳を投与し攪拌する。

(2) 感染症患者に対する措置

感染症患者が発生したとき又は病原体保有者が発生した場合は、速やかに入院又は健康診断の措置をとるものとする。

既設の施設に収容することが困難な場合は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）と協議し、臨時施設を設けて収容するものとする。

(3) 避難所の防疫指導

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）に連絡し受診させるものとする。

イ 清潔方法、消毒方法の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等の消毒、クレゾール石けん液、逆性石鹼液を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理について十分徹底させるものとする。

エ 飲料水の確保

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

なお、水質検査班の編制は次のとおりとする。

水質検査班	水道課職員2名（検査箇所が多岐にわたる場合は必要に応じ増員する）
-------	----------------------------------

(4) 臨時予防接種

本部長（町長）は、予防接種法第6条第1項に基づき、知事（釧路総合振興局長）の指示を受けて、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材が等が不足した場合、釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）及び近隣の市町村より借用又は調達するものとする。

また、クレゾール、オルソ剤、生石灰等消毒用剤、マスク、防護服等防疫資機材を備蓄する。

6 家畜の防疫

被災地における家畜は、堆肥場等から発生する病原菌により汚染された感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険区域、準危険区域、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、釧路家畜保健衛生所の指導を受け、釧路地区農業共済組合、獣医師等の協力を得て実施するものとする。

第11節 清掃計画

災害時における被災地のゴミの収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務を確実に実施し、被災地区の環境衛生の万全を期することを目的とする。

1 実施責任者

(1) ゴミ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民、関係機関、ボランティア等の協力を得て本部長（町長）（担当：避難対策部避難所対策班）が実施するものとする。

イ 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）及び近隣市町村、関係機関の応援を求め実施するものとする。

また、清掃活動を迅速に行うため、町内清掃業者、建設土木業者、関係団体との清掃活動等の支援に係る協定を締結する。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、めん羊、鶏等）及び放浪犬の処理

ア 死亡獣畜の処理は、各保有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、本部長（町長）（担当：避難対策部避難所対策班）が実施するものとする。

イ 本部長（町長）（担当：避難対策部避難所対策班）において死亡獣畜を処理するときは、釧路総合振興局保健環境部保健行政室の指示に基づき実施するものとする。

ウ 放浪犬の処理は、本部長（町長）（担当：避難対策部避難所対策班）が実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) ゴミの収集処理

ア 食物の残廃物等、伝染病の源となる汚物から優先的に収集するものとする。

イ 災害の状況により、本町清掃能力を持って完全に収集することが困難な場合は、民間所有者又は事業者から車輛（トラック等の貨物車輛）を借用又は出動を要請し、町のゴミ処理場に集積処理するものとし、被災地のゴミの収集に万全を期するものとする。

また、本町の施設の処理能力を超えた廃棄物が発生した場合は、知事（釧路総合振興局長）及び近隣市町村に対し、応援の要請を行う。

(2) し尿の収集処理

し尿の収集委託業者により、し尿処理施設での処理を原則とするが、施設の被災等により処理を行うことが困難な場合は、近隣市町村に対し応援の要請を行う。

なお、収集処理にあたっては、被災の状況、便所の倒壊、溢水等でし尿が拡散し、感染症拡大のおそれがあることから、被害程度の大きいところから、できるだけ短時間に処理するものとする。

(3) 野外共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要と思われる箇所に、必要最小限度の仮設便所を設ける。この場合他の恒久対策の障害にならないよう、関係部局、関係機関と緊密な連絡調整に基づき、計画的に設置するものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、釧路総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受けて、次の方法で処理する。

ア 移動できるものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を受けた適当な場所に集中して処理する。

イ 交通途絶等により移動し難いものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を得て、他に影響を及ぼさないよう、人家より離れた適当な場所に仮埋設（1m以上の覆土をし、野犬、その他野生動物等が掘り返さないよう万全の対策を講じる。）し、移動が可能となり、死亡獣畜処理場での処理も可能になったとき仮埋設場所から搬出し、処理するものとする。

(5) 飼養動物の取扱

ア 飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）、以下「動物愛護条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

イ 災害発生時における、飼養動物の避難は、動物愛護条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

ウ 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないように、放浪犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び放浪犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする。

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

この計画は、災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急的な埋葬の実施等について定めることを目的とする。

1 実施責任者

本部長（町長）は、災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急多岐な埋葬を行う。

なお、救助法が適用された場合は、知事（釧路総合振興局長）が行い、町長はこれを補助する。

ただし救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとするが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事（釧路総合振興局長）の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

救助法が適用されない場合でも、本部長（町長）は、警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体、地域住民の協力を得て実施する。

2 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者又は遺族等が遺体の処理を行うことができない者を対象とする。

3 行方不明者の捜索

本部長（町長）は、災害その他の状況により行方不明者の捜索班を編成することができる。

この場合厚岸警察署（海上にあつては釧路海上保安部）と、連絡協議の上協力態勢を整え、消防機関、地域住民の協力を得て実施するものとする。

ただし、町において捜索の実施が困難となり、近隣市町村の応援を必要とするとき又は行方不明者の漂着、埋没が予想されるときは、知事（釧路総合振興局長）を通じて関係市町村に次の事項を明示して捜索を要請するものとする

- ア 行方不明者が漂流（着）又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者の数、氏名、性別、年齢、容貌、身体的特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人数又は船舶器具等

4 遺体の収容・処理等

（1）実施者及び方法

遺体収容処理の計画及び実施は、本部長（町長）（担当：避難対策部避難所対策班）が行い、遺体収容処理にあたっては必要に応じ医師の派遣を要請し、状況により消防機関、警察、自衛隊、地域住民の協力を得て実施する。

（2）変死体の届け出

変死体を発見した場合は、直ちに厚岸警察署（海上にあつては釧路海上保安部）に届け出し、検案後に警察署等から引き渡された後に処理するものとする。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引き渡すものとする。

(4) 遺体の収容処理

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬の許可、処理ができるまで保存する。

また、遺体の安置、供養等の関係について、町内寺院、仏協会との連携を円滑に行うための支援に係る協定を締結する。

(5) 検索

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

5 遺体の埋葬

災害時に死亡した者で身元不明者等、応急的な埋葬を必要と本部長（町長）が認めるときは、仮埋葬を行うものとし、作業は避難対策部避難所対策班が作業員等を確保してこれを行うものとする。

ただし、埋葬にあたっては次の点に留意して行うものとする。

(1) 遺体は、検視後警察署等から引き継ぎを受けた者を埋葬する。

(2) 身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し、調査にあたりと共に土葬として処置するものとする。

(3) 身元確認済みの遺体は、原則として遺族、親族に連絡の上引き渡すものとするが、何らかの事情により遺族等が火葬、埋葬等が困難とされた場合は、火葬に付し、遺骨（骨壺に入れたもの）等を遺族に引き渡すものとする。

(4) 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死病人扱いとする。

6 海上漂流死体の捜索

海上漂流遺体又は漂流が予想される場合は、知事（釧路総合振興局長）を通じ海上保安部等に捜索を要請するものとする。

なお、遺体のある場合における仮収容施設は必要に応じその都度関係機関等と協議の上定めるものとする。

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

8 火葬場の状況

施設名	所在地	処理能力	電話	備考
浜中町斎場	浜中町茶内東5線40番地	1回2体	64-2660	

9 墓地の所在地

名 称	所 在 地	種 別	埋葬可能人員
霧多布共同墓地	浜中町湯沸481番地、482番地、484番地、486番地、489番地、497番地、498番地、499番地、500番地、506番地	1種地	多少可能
榊町共同墓地	浜中町後静221番地	2種地	〃
火散布共同墓地	浜中町火散布414番地、415番地	2種地	〃
養老散布共同墓地	浜中町渡散布215番地	2種地	〃
琵琶瀬共同墓地	浜中町琵琶瀬763番地、764番地	2種地	〃
幌戸共同墓地	浜中町幌戸130番地	2種地	〃
奔幌戸共同墓地	浜中町奔幌戸568番地	2種地	〃
貫人共同墓地	浜中町貫人253番地	2種地	〃
茶内市街共同墓地	浜中町茶内西1線104番地	2種地	〃
熊牛共同墓地	浜中町茶内西4線221番地	2種地	〃
円朱別共同墓地	浜中町円朱別西7線106番地	2種地	〃
北姉別共同墓地	浜中町姉別北1線74番地	2種地	〃
南姉別共同墓地	浜中町姉別緑栄137番地	2種地	〃
西円朱別共同墓地	浜中町西円朱別西18線266番地	2種地	〃
鈴蘭ヶ丘共同墓地	浜中町姉別南5線24番地	2種地	〃
茶内共同墓地	浜中町茶内西11線109番地	2種地	〃

第13節 障害物除去計画

この計画は、水害、土砂災害、津波災害その他の災害によって、道路、住居、公共施設又はその周辺に運ばれた土砂、木材、ゴミ等及び構築物の倒壊等で、住民の生活に著しい危険、支障を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障を及ぼさないようにし、また、避難路等の確保を目的とする。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、本部長（町長）（担当：避難対策部）が行い、救助法が適用されたときは知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。
ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他の関係法令に定めるそれぞれの管理者がこれを行うものとし、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障、危険を与え又は与えると予想される場合並びにその他公共的に必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と人員及び物資等の輸送路確保に必要な場合
- (3) 障害物が応急災害対策に支障となるもので、緊急を要する場合
- (4) 障害物の除去により河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (5) 住宅等に係る障害物で、次の要件に該当し、自らの資力をもって障害物の除去ができないと認める場合
 - ア 土砂、木材等の障害物が、日常生活に欠くことができない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの
 - イ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (6) その他公共的に除去を必要とする場合

3 除去の方法

- (1) 町の人員及び応急対策器具、機械による他、必要に応じ民間機械、住民の協力を得て又は知事（釧路総合振興局長）を通じ自衛隊の要請、応援を得て、速やかに除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

- (3) 障害物の除去活動を迅速に行うため、町内清掃業者、建設土木業者、関係団体との障害物除去活動等の支援に係る協定を締結する。

4 障害物の保管等

- (1) 除去した障害物は人命、財産に被害を与えないよう配慮し、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、一時的に集積し保管する。
- (2) 道路等交通の障害にならない場所に保管する。
- (3) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (4) 保管した工作物が滅失、破損するおそれのあるときで、その保管に不相当の費用等を要するときは、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。
- 売却の方法、手続は競争入札又は随意契約によるものとする。

5 費用及び期間

救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第14節 輸送計画

この計画は、災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲等を定めることを目的とする。

1 実施責任者

基本法第50条第2項の規定に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。災害時輸送の総括は、総務対策部が行うものとする。

2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者を安全な場所に避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材の輸送
- (4) 飲料水の輸送及び、給水活動に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が必要と認める輸送

3 災害時の輸送方法

(1) 車輛等による輸送

ア 災害時輸送は、一次的には町で所有する車輛等を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により、町で保有する車輛等の台数だけでは不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間事業所、個人の車輛（バイク等の二輪車も含む）の借り上げを行うなど、災害時輸送に万全を期する。

また、積雪による車輛通行不能の場合、除雪機、スノーモービルの借り上げ等も考慮する。

なお、必要に応じ、釧路運輸支局を通じ、一般社団法人釧根地区トラック協会、釧根地区ハイヤー協会に対し、緊急輸送の応援要請を行う。

更に、緊急輸送活動を円滑に行うため、町内運送業者、建設土木業者、関係団体との輸送活動等の支援に係る協定を締結する。

イ 町有車輛の現況

町が所有、管理する車両の現況は次のとおりである。

種 類 等	台 数
普通乗用車等	58台
小型貨物自動車（トラック等）	9台
バス（スクールバス含む）	14台
計	81台

ウ 緊急輸送業務に従事する車輛の表示

基本法第76条の規定に基づき北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車輛以外の車輛を禁止した場合、町長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車輛を緊急輸送車両として知事（釧路総合振興局長）又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車輛確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車輛の全面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車輛確認証明書を当該車輛に備え付けるものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態、あるいは使用できる車輛が不足する場合、人力での輸送を行うものとする。（自転車、リヤカー、代車等の利用も含む）

(3) 空中輸送

地上でのすべての輸送が不可能になった場合は、山間、へき地などで緊急輸送の必要がある場合又は救急患者等の緊急輸送の依頼があった場合には、道防災計画「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、知事（釧路総合振興局長）に対し、北海道消防防災ヘリコプター等の航空機による輸送の要請を依頼するものとする。

(4) ヘリコプター受入要領

ア 着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、円内に「H」を表示する。

イ 高さ3m～5mのポールに吹き流し又は旗布をつけて、着陸付近（着陸中央点からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所）に設置する。

ウ 地表面が乾燥して砂塵等の巻き上げのおそれがある場合は、十分な散水等を施す。

(5) ヘリコプター離発着可能場所及び緊急物資等投下場所

ヘリコプターの離発着可能場所及び緊急物資等投下場所は、次のとおりとする。

施設名等	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者及び電話番号
霧多布小学校グラウンド	浜中町 霧多布	町役場から東に 0.3km	90×78	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
霧多布中学校 グラウンド	〃 新川	町役場から北西に 2.3km	94×150	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
浜中町総合 グラウンド	〃 暮帰別	町役場から北西に 2.3km	110×130	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
旧琵琶瀬小学校 グラウンド	〃 琵琶瀬	町役場から南西に 4.0km	65×140	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
散布小中学校 グラウンド	〃 火散布	町役場から南西に 9.5km	67×80	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
旧榊町小学校 グラウンド	〃 榊町	町役場から北に 5.0km	81×70	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
旧奔幌戸小学校 グラウンド	〃 奔幌戸	町役場から北に 8.5km	66×64	浜中町教育委員会 (0153)62-2488

施設名等	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者及び電話番号
旧貫人小学校 グラウンド	浜中町 貫人	町役場から北東に 1.2 km	52×48	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
茶内小学校 グラウンド	〃 茶内橋北	役場茶内支所から 北西に 0.9 km	78×75	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
浜中小・中学校 グラウンド	〃 浜中桜西	J R 浜中駅から 南西に 0.2 km	112×50	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
旧姉別南小・中学校 グラウンド	〃 姉別市街	J R 姉別駅から 東南に 0.3 km	116×57	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
旧西円朱別小学校 グラウンド	〃 西円朱別	町役場茶内支所から 北北西に 1.1 km	70×108	浜中町教育委員会 (0153)62-2488
道道霧多布岬線 駐車公園	〃 湯沸	町役場から東に 2.3 km	74×19	釧路土木現業所厚 岸主張所 (0153)52-3617

※その他ドクターヘリ離着陸場所及び緊急時は、離発着の際の安全が確保されている場所（海産干場、牧草地等）を使用することができる。

(6) 海上輸送

ア 災害の状況により、陸上輸送が不可能となった場合又は船舶での輸送が効果的と判断したときは、霧多布港湾を海上輸送移入、移出の主要港とすると共に、町内の各漁港（散布、琵琶瀬、榊町、奔幌戸、貫人）とも連動した海上輸送体制の確立を図るものとする。

この場合、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合と連携、漁業者等の協力を得て、必要な船艇を確保するものとする。

町内の船舶が利用不可能あるいは、利用数が不足する場合は、知事（釧路総合振興局長）に、道、海上保安部、自衛隊他、近隣市町村の応援要請を依頼するものとする。

イ 港湾、漁港の整備及び管理

地震、津波その他災害時における海上輸送体制の機能を確保するため、通常時における霧多布港湾はじめ町内各漁港の係留施設等の耐震化及びそれに連絡する港湾、漁港関連道路の耐震化等の整備を推進する。

また、津波、高潮、波浪等による、流失物（船舶、漁具、漁網、構造物）等による係留施設、関連道路等への支障が生じないような施設の整備及び管理体制を図る。

4 費用及び期間

緊急輸送等に係る費用及び期間は救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第15節 労務供給計画

この計画は、災害時における災害応急対策実施に労務を必要とする場合、必要な労務者を確保することにより、災害応急対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、本部長（町長）（担当：総務対策部）が行うものとする。

救助法が適用されたときは、町長が知事（釧路総合振興局長）の委任を受けて実施する。

2 民間団体等への協力依頼

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、次の順序により行うこととする。

- ア 災害応急対策への協力団体員及びボランティアの動員
- イ 被災していない近隣の住民に対する協力要請
- ウ 特に必要な場合は労務者の雇い上げによる動員

(2) 動員の要請

災害対策本部の各部長は、災害応急対策のため労務要員を必要とする場合、総務対策部長に対し、次の事項を明示して、労務要員確保の要請を行い、要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、本部長（町長）の指示に基づき労務要員の供給を行う。

- ア 労務要員必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 就労する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所用人員数
- カ 集合場所、日時
- ク その他参考事項

(3) 町内会・自治会等への要請

ア 町内会・自治会への要請先

「第2章 第3節 住民組織等への協力要請」に準じる。

イ 町内会・自治会等の活動内容

町内会・自治会等へ要請する活動内容はおおむね次のとおりとし、作業の内容により適宜協力を求める。

- ①避難所へ収容された被災者の支援
- ②被災者等への炊き出し
- ③救援物資の整理、配送及び支給
- ④被災者への飲料水の供給
- ⑤被災者への医療、助産、介護の協力

- ⑥避難所の整理整頓
- ⑦町の依頼による被害者等の状況調査
- ⑧その他災害応急措置への協力

3 労務者の雇用

災害応急対策活動要員不足のため又は特殊作業のため労働力が必要なときは、おおむね次の活動に要する労務者を雇い上げるものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

- ア 被災者の避難支援のための労務者
- イ 医療、助産、介護の移送支援のための労務者
- ウ 被災者の救出のため機械器具資材の操作のための労務者
- エ 飲料水、浄水用薬品、浄水用機器操作、食料供給のための労務者
- オ 行方不明者の捜索、処理のための労務者
- カ 救援物資の受領、整理、分配等のための労務者
- キ その他災害応急対策のための労務者

(2) 釧路公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇用が困難なときは、次の事項を明らかにして釧路公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとし、総務対策部は、平常時にあらかじめ釧路公共職業安定所長と協議しておくものとする。

- ア 職種別所用労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 費用の限度及び期間

(1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準によりその都度町長が定める。

ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。

(2) 期間は当該災害応急対策の実施期間とする。

5 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合、一般の職員雇用者台帳に準じ「～災害応急対策労務者雇用台帳」を作成し記録しておかなければならない。

第16節 文教対策計画

この計画は、教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保護に関し定めることを目的とする。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害発生時及び災害が発生するおそれがあるとき、迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等について体制を整備する。

イ 児童・生徒等の安全の確保

(ア) 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、予め教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 道・町

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する、教科書文具等の供与は、知事（釧路総合振興局長）が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は、町長がこれを行うものとする。

2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況等を速やかに把握し、本部及び関係機関と連絡を密にし、連携を図る。

- (1) 児童・生徒の罹災状況の概要
- (2) 教職員の罹災状況
- (3) 緊急に応急措置を必要とする事項
- (4) 学校施設の被害状況
- (5) その他教育施設の被害状況

3 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

また、児童・生徒を帰宅させる場合は、教職員が付き添う等、児童・生徒の安全保護に留意するものとする。

イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網、地区PTAを通じて速やかに連絡するとともに、テレビ、ラジオ、町防災行政無線を活用し児童・生徒、その保護者に周知徹底を図るものとする。

(2) 学校施設の確保

授業等実施のための、校舎、教室等の確保は、災害の規模、被害の程度により、おおむね次の方法によるものとする。

被害の程度	応急施設の予定場所及び復旧対策
応急修理ができる場合	速やかに応急修理し、施設の確保に努める
校舎の一部が使用できない場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を一時的に転用するなど授業の確保に努め、なお不足する場合は、他の公共施設の利用、近隣学校の利用、2部授業等の方法をとる。 (2) 転用中に一部使用できない箇所の早急な復旧を図る。
校舎の全部又は大部分が使用できない場合	(1) 総合文化センター、総合体育館等の公共施設を利用する。 (2) 近隣の学校の校舎、屋内体育館を利用する。 (3) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、仮校舎建設、立て替え等を図る。
特定の地域が、全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、被害の無い最寄りの学校、その他被害のない公共施設を利用する。 (2) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、応急仮校舎の建設、立て替え等を図る。

(3) 教育の実施要領

災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合であっても家庭学習等の方法で指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

特別教育計画による授業の実施にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 授業の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び児童・生徒の保険等に留意すること。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容の程度が児童・生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導する。

エ 学校が避難所にあてられた場合には、特に児童・生徒の安全に留意すると共に、避難収容が授業の支障とならないよう、授業の効率が低下しないよう留意する。

また、次の点に留意する。

(ア) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして、毎日1回以上の消毒を実施すること。

(イ) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、授業等に支障が生じないよう、必要によっては、収容場所との間を隔絶することも考慮する。

(ウ) 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽を利用している場合はくみ取りを行うこと。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な負担により児童・生徒に生じやすい心理的障害に十分配慮する。

カ 必要に応じて釧路総合振興局保健環境部保健行政室に依頼して被災学校の児童・生徒、教職員の伝染病予防対策、健康診断を実施すること。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、教職員の数が不足する場合、北海道教育委員会と緊密な連携の基に教職員の確保に努め、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

5 教科書等の調達方法及び支給

(1) 教科書の調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、町内の他の学校及び他市町村の学校に対し、教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 学用品の調達方法

学用品については、道教育委員会と連絡をとり、児童・生徒の教育活動に支障のないように措置を講ずるものとする。

(3) 支給の対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流出、床上浸水の被害を受けた児童・生徒で教科書、学用品の滅失又は棄損し就学上支障のある者に対して支給する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童・生徒を調査、把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

救助法が適用されない場合であっても、被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

(4) 教科書、学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、下記様式により記録しておかなければならない。

教科書・学用品の給与状況

浜中町

学校名	学年	児童・生徒 氏名	保護者名	給与 月日	給与品の内訳			備考

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、速やかに応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講じるものとする。

7 費用及び期間

費用及び期間は、救助法に準じて行う。

ただし、救助法が適用されたときは、救助法の定めによるものとする。

第17節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の確保及び居住の安定を図ることを目的とする。

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、本部長（町長）が行う。

なお、救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅及び住宅の応急修理は知事（釧路総合振興局長）が行い、町長は、これを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

本部長（町長）は必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

(2) 応急仮設住宅の建設

本部長（町長）は、必要により災害のため住家が半壊（焼）又は全壊（焼）した罹災者の一次的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 応急仮設住宅への入居対象者はおおむね次の条件に該当する者とする。

(ア) 住家が全壊（焼）、流出又は滅失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力等で速やかに住家を確保できない経済的弱者で、次に該当する者

①生活保護法の被保護者及び要保護者

②特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、心身障がい者、妊産婦、勤労者、小企業者等

イ 応急仮設住宅への入居者の選定については、町が行うこととする。

ウ 応急仮設住宅の建設は、原則的に知事（釧路総合振興局長）がこれを行う。

エ 建設戸数は、町の要請に基づき、知事（釧路総合振興局長）が決定する。

オ 建設予定場所は原則として町有地とする。

ただし、これによりがたいときは、適当な公有地及び私有地とする。

カ 規模、構造、存続期間

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡（9坪）を基準とする。

(イ) 構造は原則として軽量鉄骨組立方式による連続建て若しくは共同建てとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事が完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

キ 着工期間

救助法適用の場合は、災害の発生の日から20日以内に着工しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においても、同法適用の場合に準じる。

ク 供与

入居者の選考にあたっては、現に自らの資力で住宅を得ることができない者を対象とし、被災者の資力、その他生活条件を十分調査のうえ決定する。

ケ 救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町はこれに協力する。

救助法が適用されない場合には町が設置するものについては、町が管理する。

(3) 住宅の応急修理

被災しながらも応急対策をすれば、居住を継続できる住宅の、応急修理を推進するものとする。

ア 対象者

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理できない者で、応急仮設住宅の「対象者」と同様である。

イ 修理の方法

「応急仮設住宅」の建築方法に準じる。

ウ 修理の範囲

応急修理は、居住、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない部分で、必要最小限とする。

エ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に、低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。

ただし、知事（釧路総合振興局長）が道において整備する必要を認めるときは、道が整備し、整備後は、公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、建設地である町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理はおおむね次の基準による。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 当該災害発生後3か年間は、月収214,000円以下で、「浜中町営住宅管理条例」第5条で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとしている親族がある世帯であること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買い取りを行う場合、標準建設、買収費等の2/3
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借り上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5

4 資材の斡旋、調達

本部長（町長）は、建築資材の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第18節 被災宅地安全対策計画

この計画は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し地域住民の安定を図る。

1 危険度判定の実施

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の要請

町長は、自ら危険度判定を実施することが困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）に応援を要請するものとする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地危険度判定実施要綱」（平成16年10月5日改正 被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定する。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄色のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士、判定要員の受入及び組織編成
- (4) 判定の実施及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

道及び町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づきあらかじめ次のことに努める。

- (1) 道と町は相互応援体制を充実し、連絡態勢を整備する。
- (2) 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要領（全国要領）で定める土木、建築又は宅地開発の経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第19節 災害警備計画

災害に関する厚岸警察署が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害警備

災害警備については、次に定めるところによる。

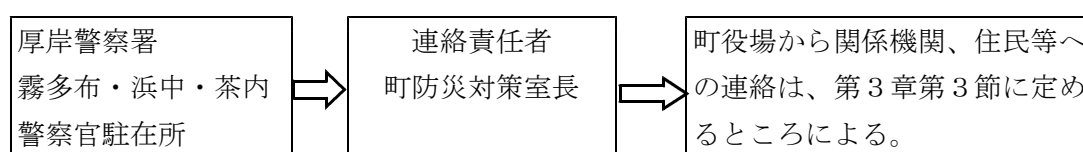
(1) 災害の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事項

災害に関する予報及び警報の伝達については、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等について、厚岸警察署等を通じて町長に伝達する。

イ 厚岸警察署は、気象庁の地方機関、町等の関係機関と災害に関する予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期すものとする。

ウ 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。



3 事前措置に関する事項

(1) 町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により所轄警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。

ア 派遣を要する理由

イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他派遣について必要な事項

(2) 厚岸警察署長は、町長からの要請により基本法第59条第2項に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

また、当該措置の事後処理は町長が行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、「第5章 第4節避難救出計画」に定める「避難所」を示すものとする。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、当該避難先の借り上げ、給食、給水等は、町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

厚岸警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通報するものとする。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

厚岸警察署長は、警察官が基本法第64条第7項並びに同法第65条第2項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとし、町長は、応急公用負担を行った場合の補償等の事後処理を行うものとする。

6 救助に関する事項

厚岸警察署長は、町と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかったものの応急的救護並びに遺体の検視を行うとともに、状況に応じて町長の行う遺体の捜索などの災害応急活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

厚岸警察署長は、町長、その他の関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

厚岸警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

厚岸警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等の設置を計画し、通信の確保を図るものとする。

10 交通規制に関する事項

- (1) 厚岸警察署長は、その所轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めたときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車輛等の通行を禁止し、若しくは制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一次的に歩行者又は車輛の通行を禁止し、若しくは制限するものとする。
- (3) 車輛運転者の義務
道路区間に係る通行禁止等が行われたとき、車輛運転者は、速やかに警察官の指示に従い、消火栓付近及び交差点付近以外の緊急車両等の通行の支障にならない場所に車輛を移動し、又は駐車するものとする。
- (4) 緊急通行車輛の措置命令
 - ア 警察官の措置命令
警察官は、通行禁止区域等において、車輛その他の物件が緊急通行車輛の妨害になることにより、災害応急対策の実施に支障があると認めるときは、車輛その他の物件の移動等の措置又はやむを得ない限度において破損することができるものとする。
 - イ 自衛官及び消防吏員による措置命令
前記アの措置で警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車輛及び消防機関緊急通行車輛の円滑な通行を保つために必要な措置をとるものとする。
この場合の処分に係る損失補償については、厚岸警察署が負担するものとする。

第20節 海難予防及び救助計画

沿岸、海上における人命及び財産を保護するため、次により予防及び救助対策について定めるものとする。

1 海難防止推進機関及び救助実施機関

(1) 海難防止推進機関

海上保安庁、北海道、北海道警察、浜中町、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所

(2) 救助実施機関

釧路海上保安部、北海道（釧路総合振興局）、厚岸警察署、北海道運輸局釧路海運支局、浜中町、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所

2 海難防止対策

(1) 海事関係法令等の違反防止

海事関係法令等違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、海技従事有資格者及び無線従事有資格者の乗船、救命作業衣の着用、救命器具等設備の確認に留意するとともに、随時実地検査等を行い、船主及び船長、乗組員等に対し、適切な指導、海難防止の意識啓発活動を行うものとする。

(2) 気象情報の常時把握

船主及び船長等に対し、気象情報の常時把握と荒天時及び荒天になるおそれがある場合の早期避難、帰港等を強力に指導する。

また、地震発生等による津波警報等の発表も含め、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合は、各組合員に対する迅速かつ正確な情報伝達方法の確立に努めるものとする。

(3) 海難防止の指導

法令の定めるところにより適切な予防対策を講じるほか、海難防止団体その他関係機関との連携の下に、船主、船長及び乗組員に対し、船体、機関、救命設備等の整備等について指導する。

(4) 町は海難防止対策として次のことを実施することとする。

- ア 海事関係及び漁業関係諸法令に基づく適切な指導助言に関すること。
- イ 海難防止思想の普及啓発に関すること。
- ウ 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達徹底に関すること。

(5) 浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合は、海難防止対策として次のことを実施する。

- ア 海技従事者の技術の向上に関すること。
- イ 船舶との連絡、確認に関すること。
- ウ 船舶の航行設備、安全対策に関する指導、支援に関すること。
- エ 船主、船長及び乗組員に対する安全操業の確保、指導に関すること。

3 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達

予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達は、「第3章 第1節 気象情報等の伝達計画」に定めるほか、次によりその徹底を図るものとする。

- (1) 関係機関は、気象情報等の把握に努め、漁船船舶、漁業協同組合員に対する迅速な伝達系統、方法の確立を図るものとする。

特に、小型漁船の多くは、漁業無線等の設備を有していないことから、集団操業による代表者に漁業無線を配備し、各漁業協同組合から代表者に無線により情報伝達を行い、代表者から他の漁船には携帯電話以外でも情報伝達が可能な方法（旗、サイレン、照明等）で危険を知らせるなど、何らかの工夫に努めるものとする。
- (2) 関係機関は、状況に応じ早期避難、帰港、操業停止などの指示をすること。
- (3) 各漁船・船舶は、相互に連絡を保ち予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達又は暴風、波浪、高波、津波等の気象状況を察知したときは、これを連絡確認して、海難防止の適切な措置をとらなければならない。
- (4) 漁業協同組合員以外の遊漁船等に対しては、漁業無線、アマチュア無線等、携帯電話以外で情報伝達が可能な設備を設けることを指導するとともに、救命具等の設備について、法令遵守を指導徹底するものとする。

4 救助対策

町及び関係機関は、海難による人命、船舶等を救助するため、次により対策を講じるものとする。

- (1) 遭難船舶、海上漂流者等を発見した場合
 - ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、厚岸警察署、釧路総合振興局、町、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所に連絡するとともに、直ちに可能な救護対策を行うこと。
 - イ 救護のため必要があるときは、地域住民の協力を求め、船舶、車輛その他救護に必要な物件の調達を行う。
- (2) 釧路海上保安部
 - ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行う。
 - イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の指揮監督
- (3) 厚岸警察署

警察官は、救護の業務について町長を支援し、町長が不在の場合は、町長に代わってその職務を行う。
- (4) 町
 - ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、厚岸警察署、釧路総合振興局、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所に連絡するとともに、本計画に基づき直ちに現場に臨み、直ちに可能な救護対策を行うものとする。
 - イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車輛その他救護に必要な物件を徴用し、又は救護活動に適当な住民等民間の土地を使用し、救護にあたるものとする。

(5) 浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合

平素から所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、海難救助に必要な情報提供等、関係機関との連絡等速やかに救護体制にあたる。

また、必要に応じ、釧路海上保安部、町との連携、要請の基に、所属組合員の出役、所属漁船の搜索活動への出動等に協力するものとする。

(6) 北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所

平素から海難発生時における浜中町救難所員の参集方法や連絡体制を確立しておき、釧路海上保安部又は町長からの要請若しくは自ら海難を認知した場合は、速やかに人命、船舶の救護にあたるものとする。

第21節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における人命救助又は財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事項を定めることを目的とする。

1 災害派遣要請の要求基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要求要領

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式4）をもって要請権者である知事（釧路総合振興局長）に要求するものとする。
ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊が展開できる場所
 - オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項また、人命の緊急救助に関し、知事（釧路総合振興局長）に依頼する暇がないとき又は通信の途絶等により知事（釧路総合振興局長）と指定部隊の連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。
ただし、この場合においても速やかに知事（釧路総合振興局長）に連絡し、上記の手続を行うものとする。
- (2) 対策担当部及び要請先（撤収要請の要求の場合も同じ）
 - ア 総務対策部長が本部長（町長）の指示に基づき、要請権者への連絡及び関係書類の提出を行う。
 - イ 災害派遣要請の要求（通報）提出先
 - (ア) 釧路総合振興局長（担当部課等：地域創生部地域政策課防災担当主査
電話：0154-43-9144 直通・内線2191）
 - (イ) 陸上自衛隊の指定部隊（緊急やむを得ない場合）
陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊長（釧路駐屯地司令）
（担当部課：釧路町字別保112 連隊第3科 電話0154-40-2011内線235・当直302）

3 災害派遣部隊の受け入れ態勢

(1) 知事（釧路総合振興局長）より派遣決定の通知を受けたときは、次の措置を行う。

ア 本部長（町長）は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

イ 総務対策部は、自衛隊受入のため、次の事項に関しあらかじめ災害対策本部会議で計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。

(ア) 応援を求める作業の内容

(イ) 所要人員数

(ウ) 所要機材等の確保

(エ) 災害派遣部隊本部の設置場所の確保

基本的に、災害対策本部内に置くものとするが、施設が手狭等の場合は、別町有施設等を確保し、連絡員を置き、情報、指示等の連絡態勢の円滑化を図る。

なお、災害派遣部隊本部との連絡責任者は総務対策部長（防災対策室長）とし、連絡員は、総務対策部員をもってあてる。

(オ) 災害派遣部隊の車輛、機材等の保管場所等の準備

町所有地及び町所有施設を提供する。

(カ) 災害派遣部隊の滞留場所の確保

町所有地及び町所有施設を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊を目的地に誘導若しくは地図等で確認するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 本部長（町長）は、派遣部隊の到着後、必要に応じて次の事項を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

(ア) 災害派遣部隊長の官職、氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式5）をもって、知事（釧路総合振興局長）に災害派遣部隊の撤収を依頼するものとする。

ただし、文書による要求に日時を要するときは、口頭又は電話により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

5 経費等

(1) 自衛隊の災害派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が災害応急活動に要する次の費用は、要求した町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借り上げ料

イ 臨時に設置した電話料及びその設置費

ウ 電気料・水道料・し尿くみ取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 災害派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

様式4

浜 防 災
年 月 日

北海道 釧路総合振興局長 様

浜中町長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請の要求について
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(担当課：防災対策室)

様式5

浜 防 災
年 月 日

北海道 釧路総合振興局長 様

浜中町長 ㊟

自衛隊の撤収要請の要求について
年 月 日付け（浜防災）で依頼しました自衛隊の災害派遣要請について、次の日時をもって撤収要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(担当課：防災対策室)

第22節 ボランティアとの連携計画

この計画は、災害時において、ボランティアを申し出た者の受入及びその活動の円滑な実施に関することを目的とする。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

2 ボランティア等の受入

(1) 災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされたり、直接ボランティア活動を開始する者、団体がある。

(2) 町がボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の趣旨に反すると考えられることから、福祉団体、ボランティア団体などの関係団体、関係機関と協議し、又は連携を図って、相互に協力して受入を行うものとする。

町に対して、ボランティアの申し出があった者、団体については、避難対策部が浜中町社会福祉協議会の協力を得て受入窓口となり、氏名、住所活動内容等を記録、把握しておくこととする。

ただし、災害が大規模な場合又は町及び町内関係団体が受入窓口の対応ができないと判断される場合は、近隣市町村、北海道社会福祉協議会等に応援を要請し、受入窓口業務を実施してもらうものとする。

(3) 受入窓口は以下について受入状況の把握を行うとともに、活動内容、人数、期間等を考慮のうえボランティアの派遣先を決定調整する。

ア 団体名、所属、所在地連絡先等

イ 責任者・代表者名、構成人数、滞在中の連絡先、連絡方法

ウ 参加者の氏名、性別、年齢、血液型、家族等の連絡先

エ 専門分野、有資格、支援内容、活動経験等

オ 装備品、携行品等の内容、数量等

カ 活動予定（可能）期間

キ その他必要な事項

(4) 町が確認し必要と認めた場合は、本人の了解を得たボランティアの参加者については、町の負担においてボランティア保険等に加入するものとする。

(5) 受け入れたボランティアの活動中の食事、宿泊先、生活必需品等については、避難対策部において、手配、確保する。

なお、災害が大規模で、町において受入窓口、ボランティア保険の加入手続、負担、派遣先の調整、活動中の食事、宿泊先、生活必需品等の調整、手配、確保等ができない場合は、各ボランティア個人、団体の責任で活動してもらうこととする。

3 ボランティアの活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害援助
- (3) 高齢者、心身障がい者の介護、看護、看護補助
- (4) 被災地等の清掃、防疫活動
- (5) 災害応急対策物資、資機材の受入、整理及び輸送、配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定（有資格者）
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (8) 災害応急対策事務補助

4 ボランティア活動等の管理、把握、統率

町は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、また、どこでボランティアを必要としているか等の情報を把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

- (1) 受け入れ手続終了後のボランティアの活動については、派遣を受けた各部（班）において管理、統率するものとし、活動地への誘導、連絡調整、その他ボランティア活動の円滑化を図る措置を行う。
- (2) 派遣後の活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 活動が終了したときは、次の事項を記載した報告書を災害対策本部に提出する。
 - ア 派遣先と活動内容
 - イ 活動人員と期間
 - ウ その他特記事項
- (4) ボランティア活動への支援

町及び関係団体は、ボランティアの受入にあたっては、高齢者・心身障がい者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第23節 職員応援派遣要請計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により、本部長（町長）は、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣又は幹旋を要請するものとする。

1 要請権者

要請権者は町長とする。

なお、町長が指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請しようとするときは、知事（釧路総合振興局長）又は当該関係機関の長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣要請を行おうとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の幹旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、職員の派遣の幹旋は、知事（釧路総合振興局長）に対して行うものであるが、国の職員の派遣の幹旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものとする。

- ア 派遣の幹旋を求める理由
- イ 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

3 派遣職員の身分の取扱

(1) 派遣職員の身分の取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとする。

したがって、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。
- ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第24節 消防防災ヘリコプター要請計画

災害時における北海道が所有する消防防災ヘリコプターの要請についての計画は、次のとおりである。

1 基本計画

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

(1) 消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。

ただし、緊急の際で、町長が不在の場合は、本部長（町長）の職務代理者が行うものとする。

(2) 災害現場において、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の規定により派遣された防災航空隊隊員の指揮は、釧路東部消防組合消防長が行うものとする。

3 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、道総務部危機対策局危機対策課防災航空室に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力等によって災害応急対策が著しく困難な場合

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

町から道危機対策局危機対策課防災航空室への要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票を提出する。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法

オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

(3) 連絡先

名 称	電話	ファクシミリ
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

4 北海道消防防災ヘリコプターの活動内容

北海道消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を活用することができ、その他必要性が認められる場合に航行する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者等の搬送

交通遠隔地等から生命が危険な傷病者等を搬送する必要がある場合で、原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者等の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川、湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力では対応できないと認められる場合

ウ その他

消防救急自動車による収容・搬送が困難と認められる等、救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材の搬送手段が無いと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都道府県の消防防災活動への後援が必要と認められる場合

5 ヘリコプター発着可能場所

ヘリコプター発着可能場所については、「第5章 第14節 輸送計画」による。

第25節 広域応援計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

- (1) 町は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 町は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか他の市町村との応援の受け入れ態勢を確立しておく。
- (3) 釧路東部消防組合消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、知事（釧路総合振興局長）に緊急消防援助隊の応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
- (4) 釧路東部消防組合は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資機材所有状況等の情報交換を行うほか、他の消防機関との応援の受け入れ体制を確立しておく。

第26節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法の適用による救助は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋設、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体にしめる損が家割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延べ床面積の20～70%のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体にしめる損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一次的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	市町村の人口	住宅滅失世帯数	住宅滅失世帯数	
5,000人以上	40	20	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
15,000人未満				

3 救助法の適用手続

(1) 町長は、本町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事（釧路総合振興局長）に報告しなければならない。

(2) 災害の実態が急迫し、知事（釧路総合振興局長）による救助の実施を待つ暇がない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事（釧路総合振興局長）に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、町長は委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。

なお、知事（釧路総合振興局長）は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
1 避難所の設置	7日以内	町
2 応急仮設住宅の設置、供与	着工から20日以内	対象者、対象箇所の選定～町 設置：道（ただし、委任したときは町）
3 炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
4 飲料水の供給	7日以内	町
5 被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	町
6 医療	14日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし委任したときは町）
7 助産	分娩の日から7日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし委任したときは町）
8 災害にかかった者の救出	3日以内	町
9 住宅の応急修理	1か月以内	町
10 学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	町 町
11 埋葬	10日以内	町
12 遺体の搜索	10日以内	町
13 遺体の処理	10日以内	町・日本赤十字社北海道支部
14 障害物の除去	10日以内	

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 救助に必要とする措置

知事（釧路総合振興局長）は、救助を行うときに必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立ち入り検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同法施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第32条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力しなければならない。

6 災害対策基本法と災害救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。